

就労の支援に係る施策等に関する事業の計画に係る検討・検証会議設置要綱

2 産 労 雇 就 第 5 4 8 号
令 和 2 年 8 月 1 9 日

(設置)

第1 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」(令和元年東京都条例第91号。以下「条例」という。)第12条第1項に定める就労の支援に係る施策等に関する事業の計画(以下「事業計画」という。)の策定の検討及び条例第13条に定める事業計画に基づく施策に係る実施状況の検証を行うに当たり、関係機関等の意見を聴くため、「就労の支援に係る施策等に関する事業の計画に係る検討・検証会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 会議は、次の事項について意見の交換等を行う。

- (1) 事業計画の策定の検討に関すること
- (2) 事業計画に基づく施策に係る実施状況の検証に関すること
- (3) その他、会議目的を達成するために必要な事項に関すること

(委員等)

第3 会議は、産業労働局長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 産業労働局長が必要であると認めるときは、委員以外の者の会議の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱を受けた日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第5 会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6 会議は、産業労働局長が招集する。

(公開)

第7 会議は、原則として公開する。

- 2 座長は必要があると認めるときは、前項の規定に関わらずその全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第8 会議の事務局は、東京都産業労働局雇用就業部就業推進課とする。

(その他)

第9 この要綱で定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月19日から施行する。